

新旧対照条文

◎ 保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和三十二年厚生省令第十五号)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(領収証等の交付) 第五条の二 (略)</p> <p>2 厚生労働大臣の定める保険医療機関は、前項の場合において患者から求められたときは、当該費用の計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書を交付しなければならない。</p> <p>(診療の具体的方針) 第二十条 医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条の規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 診察</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 診察を行う場合は、患者の服薬状況及び薬剤服用歴を確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合については、この限りではない。</p> <p>ハ 〓ホ (略)</p> <p>ヘ ホによるほか、各種の検査は、研究の目的をもつて行つてはならない。ただし、治験に係る検査については、この限りではない。</p> <p>二 投薬</p>	<p>(領収証の交付) 第五条の二 (略)</p> <p>(診療の具体的方針) 第二十条 医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条の規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 診察</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 〓ニ (略)</p> <p>ホ 二によるほか、各種の検査は、研究の目的をもつて行つてはならない。ただし、治験に係る検査については、この限りではない。</p> <p>二 投薬</p>

イ〜ハ (略)

ニ 投薬を行うに当たっては、薬事法第十四条の四第一項各号に掲げる医薬品（以下「新医薬品等」という。）とその有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有する医薬品として、同法第十四条の規定による製造販売の承認（以下「承認」という。）がなされたもの（ただし、同法第十四条の四第一項第二号に掲げる医薬品並びに新医薬品等に係る承認を受けている者が、当該承認に係る医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一であつてその形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る承認を受けている場合における当該医薬品を除く。）（以下「後発医薬品」という。）の使用を考慮するよう努めなければならない。

ホ〜ト (略)

三 (略)

四 注射

イ (略)

ロ 注射を行うに当たっては、後発医薬品の使用を考慮するよう努めなければならない。

ハ〜ホ (略)

五〜七 (略)

(歯科診療の具体的方針)

第二十一条 歯科医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条から第十九条の三までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

一 診察

イ〜ハ (略)

ニ〜ヘ (略)

三 (略)

四 注射

イ (略)

ロ〜ニ (略)

五〜七 (略)

(歯科診療の具体的方針)

第二十一条 歯科医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条から第十九条の三までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

一 診察

イ (略)

ロ 診察を行う場合は、患者の服薬状況及び薬剤服用歴を確認しなければならぬ。ただし、緊急やむを得ない場合については、この限りではない。

ハ・ホ (略)

ヘ ホによるほか、各種の検査は、研究の目的をもつて行つてはならない。ただし、治験に係る検査については、この限りではない。

二 投薬

イ・ハ (略)

ニ 投薬を行うに当たつては、後発医薬品の使用を考慮するよう努めなければならぬ。

ホ・ヘ (略)

三 (略)

四 注射

イ (略)

ロ 注射を行うに当たつては、後発医薬品の使用を考慮するよう努めなければならぬ。

ハ・ホ (略)

五・九 (略)

(様式第2号改正 略) ↓別紙参照

イ (略)

ロ・ニ (略)

ホ ニによるほか、各種の検査は、研究の目的をもつて行つてはならない。ただし、治験に係る検査については、この限りではない。

二 投薬

イ・ハ (略)

ニ・ホ (略)

三 (略)

四 注射

イ (略)

ロ・ニ (略)

五・九 (略)

処方せん

(この処方せんは、どの保険薬局でも有効です。)

公費負担者番号						保険者番号					
公費負担医療の受給者番号						被保険者証・被保険者手帳の記号・番号					

患者	氏名				保険医療機関の所在地及び名称
	生年月日	明大昭平	年 月 日	男・女	電話番号
	区分	被保険者	被扶養者		保険医氏名 (印)

交付年月日	平成 年 月 日	処方せんの使用期間	平成 年 月 日	特に記載のある場合を除き、交付の日を含めて4日以内に保険薬局に提出すること。
-------	----------	-----------	----------	--

処方				
----	--	--	--	--

備考				
	後発医薬品（ジェネリック医薬品）への変更が全て不可の場合、以下に署名又は記名・押印			
	保険医署名			

調剤済年月日	平成 年 月 日	公費負担者番号				
保険薬局の所在地及び名称 保険薬剤師氏名			(印)	公費負担医療の受給者番号		

- 備考 1. 「処方」欄には、薬名、分量、用法及び用量を記載すること。その際、処方薬の一部について後発医薬品への変更と差し支えがあると判断した場合には、当該薬剤の銘柄名の近傍にその旨記載することとし、「保険医署名」欄には何も記載しないこと。
2. この用紙は、日本工業規格 A 列5番とすること。
3. 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）第1条の公費負担医療については、「保険医療機関」とあるのは「公費負担医療の担当医療機関」と、「保険医氏名」とあるのは「公費負担医療の担当医氏名」と読み替えるものとする。

新旧対照条文

◎ 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和三十二年厚生省令第十六号)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(後発医薬品の調剤)</p> <p>第七条の二 保険薬局は、薬事法第十四条の四第一項各号に掲げる医薬品(以下「新医薬品等」という。)とその有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有する医薬品として、同法第十四条の規定による製造販売の承認(以下「承認」という。)がなされたもの(ただし、同法第十四条の四第一項第二号に掲げる医薬品並びに新医薬品等に係る承認を受けている者が、当該承認に係る医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一であつてその形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る承認を受けている場合における当該医薬品を除く。)(以下「後発医薬品」という。)の備蓄に関する体制その他の後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めなければならない。</p> <p>(調剤の一般的方針)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 保険薬剤師は、調剤を行う場合は、患者の服薬状況及び薬剤服用歴を確認しなければならない。</p> <p>3 保険薬剤師は、処方せんに記載された医薬品に係る後発医薬品が次</p>	<p>(調剤の一般的方針)</p> <p>第八条 (略)</p>

条に規定する厚生労働大臣の定める医薬品である場合であつて、当該処方せんを発行した保険医等が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならない。この場合において、保険薬剤師は、後発医薬品を調剤するよう努めなければならない。